

横浜市立白根小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成29年4月1日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめを防止するための基本的な方向性

本校は白根地区の中核校として創立137年を数える地域の伝統校で、食育推進の取り組みが学校の特色となっている。縦割り活動を核とした行事も特色のひとつである。従前からの住人、分譲整備された住宅、市営住宅など混在した住宅地に囲まれている。地元の連合自治会がまとまっており、防犯パトロールなど教育活動への支援がある。三世代同居の家庭、卒業生、PTAOBは教育活動に協力的で、いじめや暴力を根絶しようという気運は高い。いじめを見逃さない、いじめ・暴力は、絶対にしてはいけないという意識を啓発しながら、学校・家庭・地域が連携して、子どもを育てていくことが大切である。そこで、学習活動と共に、縦割り活動や体験活動の充実を通して、自分に自信をもち、自他の個性を尊重し合い共に生きようとする豊かな心を育てることによりいじめ防止を図っていく。

2 組織の設置及び組織的な取組

・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、学校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター・指導部とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

・組織の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・発信、記録・対応に関する役割分担をすすめる。いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、「いじめ防止対策委員会」に報告し、いじめの事案に対して対策委員会が中心になって組織的に対応する。重大事態が起こったときは、中心になって調査をする。

・年間計画

月	内容
4	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握・情報収集
5	学校の状況・児童の実態の共通理解 YPアセスメント①実施 児童の実態の共通理解(YPアセスメント等を基に)
6	代表委員会（白根小重点目標について） 児童の実態の共通理解
7	児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応) 児童理解研修 特別支援研修 人権研修
8 9	夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 (個に応じた対応)
1 0	YPアセスメント②の実施 学校の状況・児童の実態の共通理解 (個に応じた対応)

1 1	学校の状況・児童の実態の共通理解（個に応じた対応）
1 2	人権週間の取組について いじめアンケート実施
1	児童の実態の共通理解（いじめアンケート等を基に） 代表委員会（白根小重点目標についての反省）
2	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応）
3	次年度にむけてのまとめと引き継ぎ

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

・いじめ防止

児童の誰もが安全で、安心して学んだり過ごしたりできる場として、人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに、教育活動を進める。また重点研究(算数)やスキルタイムを中心に、学びの基礎・基本の定着を図り、児童自らが問題解決できる力を身に付けながら、自己有用感を醸成すると共に、他との違いを認め自尊意識を高められるような授業づくりに努める。縦割り活動の充実を図ったり、児童運営委員会を中心にした「なかよし会議」を年間2回実施しあいさつ運動に力を入れたりすることで、互いに認め合える学校風土づくりを進める。

・いじめの早期発見

日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築する。児童の生活(YPアセスメント)やいじめに関するアンケートや教育相談を定期的に行い子どもの声を吸い上げられるようにする。

・いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行う。いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命や、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報すると共に、関係機関、専門機関と連携する。

・研修の実施

年間計画をもとに、児童理解研修(YPアセスメント)、いじめ防止研修、特別支援研修、人権研修等を実施する。

・学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、保護者や地域の方々情報を交換し共有化していく。PTA行事、地域行事に積極的に参加し、情報を交換し共有化すると共に、児童の健全育成という視点から見守り活動を継続する。

4 重大事態への対応

重大事態が発生したと思われる場合は、直ちに教育委員会へ報告する。「いじめ防止対策委員会」を中核にして、迅速に対処すると共に、再発防止に視点を当てた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。いじめを受けた児童や保護者に対して 調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。